

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第22回）

議事録

1. 日 時：平成29年11月30日（水）10:00～11:00

2. 場 所：中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

秋山 哲一	東洋大学大学院理工学研究科長
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長> 老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問 ・主筆代理・国際担当（The Japan News 主筆） 読売巨人軍 取締役オーナー
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社特別顧問
永野 和男	聖心女子大学名誉教授（学校法人本部参与）
松岡 資明	ジャーナリスト

（オブザーバー）

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
------	-----------------------

（内閣府）

松本 文明	内閣府副大臣
河内 隆	内閣府事務次官
幸田 徳之	内閣府審議官
北崎 秀一	内閣府大臣官房長
田中 愛智朗	内閣府大臣官房審議官
畠山 貴晃	内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
-------	---------------

4. 配布資料

資料1 新たな国立公文書館基本計画原案（概要）

資料2 新たな国立公文書館基本計画原案

資料3 「行政文書の管理に関するガイドライン」に盛り込む主な内容（案）

資料4 国立公文書館における最近の取組み

○老川座長 ただいまから、第22回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開催いたします。

本日は松本内閣府副大臣、それから、河内内閣府事務次官にお越しいただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

副大臣にまず一言いただひて、それから始めたいと思ひます。

○松本副大臣 おはようございます。

老川座長を始め、調査検討会議の皆様には御多忙の中、お集まりいただき、心から感謝をいたします。

新たな国立公文書館については、世界に通用する総合的な施設を国会周辺の国民が利用しやすい場所で建設することを目指して取り組んでまいりました。前回会議でも事務局より報告がございましたが、今年春に調査検討会議の報告書を国会に報告をして、新館建設に国会前庭を使用することをお認めいただきました。

本日は、国会から年内の報告を求められていました、新館と既存施設との役割分担を含む基本計画の原案について皆様に御報告させていただきます。今後、原案をさらに具体化させて、本年度中に基本計画を策定してまいります。来年度には設計と建設の具体的作業に入りたいと考えております。

皆様の御尽力によりまして、一步一步、建設へと着実に近づいております。引き続き、皆様方のお力添えをいただきたく、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○老川座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思ひます。まず議題の1番目、新たな国立公文書館基本計画の原案につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思ひます。

○畠山課長 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

基本計画原案ということで、資料1、A3判の横長の紙。それから、資料2、A4判の横の紙がございますけれども、順番に御説明させていただきますと思ひます。

まず、資料1、これが概要ということでございますが、左上から①、右上に②、左下に③、右下に④という流れになってございますので、順番に御説明させていただきますと思ひます。

①につきましては、これは皆様方、よく御存じのお話でありますけれども、現状、北の丸本館とつくば分館という2館体制になっておりますが、問題点としましては、そこにありますとおり、施設・機能等において諸外国に見劣り、書庫が逼迫といった事情がありまして、これまで御議論いただひておりましたように、世界に誇る総合的な国立公文書館の施設について国会周辺の国民が利用しやすい場所への建設を目指すということで取り組んでいただひてございました。

右上の②の方で、改めて本年4月に衆議院議院運営委員会の小委員会における報告内容ということで記載しておりますけれども、まずは今年の春に当調査検討会議でおまとめい

ただきました報告書を基に、国立公文書館に求められる様々な機能を一体的に果たす施設として整備するものである。展示・学習、調査研究支援、保存・修復、デジタルアーカイブ等々の機能を、新館には一体的に盛り込む施設とするものであるという御提言をいただきまして、その際に期待される新館の建物面積規模として、4万2,000m²から5万m²、大体、地下6階から7階ということでございますけれども、そうしたスケールを御提示いただいたところでございます。

なお、この段階では、つくば分館につきましては、引き続き使用するというを概ねイメージしてございましたけれども、北の丸本館につきましてはの整理というのは明確にはなされていなかったということでございます。

その4万2,000m²から5万m²ということを前提に、その下の建物工事費、必要工期ということで、試算をいたしましたところ、全体としては約6万m²から7万m²ぐらいの大きさになるということございまして、そうしますと、建物工事費が約790億円から850億円の見込み、かつ必要工期についても約9年半という試算が出てまいったところでございます。

こうした内容につきまして、私ども内閣府から衆議院議院運営委員会の小委員会の方に本年4月に報告いたしましたところ、先ほど副大臣からもお話がありましたけれども、場所としては国会前庭、現在の憲政記念館の敷地ということでお認めいただいたところでございますが、その際に、そこに書いております御指示をいただいたところでありまして、既存施設である現北の丸本館及びつくば分館と役割分担を図る具体的・現実的な新施設建設の基本計画の検討を進めなさいと。その原案につきまして、遅くとも本年中にはこの議院運営委員会の小委員会に報告し、平成29年度中を目途に基本計画を策定することを求めるという御指示をいただいたところでございます。

その御指示をいただきましたことを踏まえて、私どもの方で新たな施設の基本計画及びその原案という作業を進めておったところでございますけれども、この度、その原案というものがまとまりましたものですから、御報告させていただくものでございます。

具体的には、左下の③の黄色い四角の部分及びその右に書いております「3館の機能分担」というところで、まずは機能分担の方から御説明させていただきたいと思っております。

新館につきましては、この調査検討会議でも御指摘いただきましたとおり、多くの国民が利用する展示・閲覧を中心とした総合的施設である。その位置付けは守りたいと考えてございます。

一方、北の丸本館、つくば分館とも、役割分担を図るということでありましたものですから、北の丸本館につきましては行政官向け研修、地方公務員、国家公務員も含めて、公文書館主催で各種研修等も行っておりますけれども、そうした研修を実施する学習拠点、あるいは研究者向けの書庫。後で書庫の分担のイメージなども御説明させていただきますが、そうした施設として整理いたしました。

つくば分館につきましては、そこに書いておりますとおり、受け入れ機能を集約するなど保存機能（書庫）に特化したものというふうに機能分担を図ってはどうかと考えたもの

でございます。

そうした整理の下で、新たな施設の姿につきまして改めて考え直したところ、この黄色い四角の中で、場所は衆議院でお決めいただいたように、国会前庭である。建物につきましては、地上3階地下4階程度ということでございまして、建物面積としましては、これは国立公文書館としての敷地ということでもありますけれども、約3万 m^2 。そのうち、書庫部分が約8,000 m^2 ということで、春の段階の案に比べますと、主に書庫の面積を北の丸本館にも一部担わせることによって面積の整理を行ったところでございます。

その結果としまして、憲政記念館・駐車場を含む約4万2,000 m^2 の大きさの建物ができるということが見込まれてございまして、それにかかる工事費、工期を改めて積算しましたところ、工事費としては、什器等の諸費用は除き、建物だけの面積での費用ですけれども、約480億円。必要工期としては、約8年半という試算が出てまいったところでございます。

これにつきましては、現時点の試算であります。秋の時点ではこういう数字になったところでございます。

右下の「④ 今後の検討」で、本年度中は引き続き、基本計画の策定を進める。それから、来年度からは設計、建築の作業に入っていくということでございます。

その下に「※」で2つ書いてございますけれども、まず新館の整備に当たりましては、三権が集中するエリアであることを踏まえまして、周辺の景観との調和に十分配慮し、国の形、国家の記憶を伝える場にふさわしい施設を目指すということでございます。

なお、現憲政記念館については全て取り壊すということではありますが、その建物が歴史と伝統を有したものであることを踏まえて、一部部材の活用やイメージの踏襲等につきましても今後検討したいと思っております。

以上が概要で、続きまして資料2、A4判の横長の資料を御覧いただければと思います。

2ページのところにつきましては、基本的に先ほど概要でも説明したとおり、大きさ、あるいはつくる際のイメージみたいなものを「※」で記載しているところでございます。

3ページで、工期・工費ということで、先ほど約790億円から850億円とされていたものが約480億円。一方で、工期につきましては8年半程度ということをお示したところでございますが、若干詳細に御説明いたしますと、春の段階では、先ほども少し申し上げましたけれども、地上3階地下6階から7階というスケール感を想定してございました。今回の原案では地上3階地下4階程度ということになりまして、工費、お金の方は300億円程度あるいはもう少し削減できるということになりました。

その大きな理由としましては、右下に少し書いてございますけれども、経済的かつ合理的に施工可能な山留壁、SMWと書いてございますが、これは工法の名前で、SMWへの変更により、大幅なコスト減ということで、わかりやすく言いますと、地下6階から7階ということでもあります。山留のかなり力がかかってくるということもありますものですから、相当、堅固な壁をつくらないといけない。建物の外にもう一個建物をつくるような、これはかなり相当の工事が必要であるというのが地下6階から7階の場合の想定されたもので

ございました。

その結果として、かなり費用もかかったという積算であったわけで、今回の地下4階ということでありますと、当然のことながら、一定程度、山留は必要でありますけれども、そこに書いてございますSMWという工法につきましては、これは比較的他の民間あるいは国の施設も含めて、公的な施設も含めて使われている工法であるというふうに聞いてございまして、そういう汎用性の高い工法を採用することによりまして、コスト面では削減がなされたということでございます。

一方、工期、時間の方で、1年程度ということ、工費の短縮ほど大きな短縮にはならなかったところでございます。これにつきましては、当然のことながら、工期を早くしたいという思いはございますけれども、一定程度、地下を掘削する作業であるということとともに、公文書館特有の事情としましては、建物ができた後に文書を入れるために一定の枯らし期間と申しておりますが、コンクリートと紙が化学反応を起こさないような、できてから一定期間、1年程度、あるいはもう少しと聞いてございますけれども、そういう期間が必要であるということもあるようございまして、できるだけ早い工法をこれからも模索していきたいとは思いますが、現時点では8年半程度、具体的には2026年度中を現在想定しているところでございます。

4ページ目、機能分担ということで、これも基本的には先ほど右下に書いてございますように、3つの役割分担を字で説明したところでございます。具体的には、新館の方は展示から保存までのフルスペックを持った施設。北の丸本館の方は調査研究、あるいはその学習という意味ではどちらかという公務員とかプロ向けの研修施設。当然、保存機能もでございます。つくば分館につきましては、これは完全に保存機能に特化した施設というふうに役割分担を図っていきたいと思っております。

5ページ目で、3つの館それぞれに書庫ができるものでございますけれども、その書庫をどういうふうな役割分担で使っていくのかということで、現時点でのイメージでございますが、新館、北の丸本館、つくば分館、それぞれ書庫のイメージを整理したものでございます。

まず新館につきましては、役割としまして、展示等に用いられる国の在り方を知るための文書の原本、国民の方々の利用頻度が高い文書。こうしたものを基本的には新館に納めるとともに、霞が関、国の行政機関にも近いということでございますものですから、移管元行政機関による利用頻度が高い文書についても、ここに入れていくことにしたいと思っております。

一方、北の丸本館につきましては、現在よりも例えば事務スペースなどが新館の方に移るものですから、若干、書庫の面積も増やしつつ、そこには大学等、研究者による利用頻度が高い文書。例えばということで、内閣文庫の和書・漢籍。そういったものを収容するというを予定してございます。

つくば分館につきましては、これも一定程度、書庫が増えるということで、どちらかと

いうと利用頻度が低いものを納めるということをご想定してございまして、デジタル化された文書の紙原本等、利用頻度が低い文書。それから、なかなか具体的に原本を見せていくということが難しくなってくる文書もあろうかと思ひまして、相当程度、汚損・破損の恐れがある文書、あるいは時の経過を経ても利用制限情報を多く含む、個人情報等が載っているような文書。そういうものについてはつくば分館で収納するということを現時点では考えているものでございます。

私どもの基本計画の原案ということでは以上でございまして、この内容につきましては、現在開会中の特別国会の方で具体的なスケジュールについては調整中ですけれども、衆議院議院運営委員会の小委員会の方で報告させていただくべく、現在、調整中ということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○老川座長 御説明ありがとうございました。

資料1及び2について御説明をいただいたわけですが、今の御説明につきまして、御質問・御意見がございましたらお願いします。

○加藤委員 このところ欠席続きで失礼いたしました。3点ほど申し上げたいと思います。

まず、現在の北の丸の国立公文書館をつくる时候にも、この時分は総務省管理下にあつてわけですが、予定地を折半して隣に急遽、国立近代美術館をつくることになってしまいました。今回も新館をつくるにあたって、やはり憲政記念館を残して一体となるという経緯となりました。これは悪いと言っているのではなく、国立公文書館を建設する際に背負ってきた歴史といいますか、それでもなお国立公文書館をつくらねばならないという「苦衷」という意味で、やはりその経過について記憶に留めておくことが必要だと思ひました。これが1点目に申し上げたいことです。

2点目です。今回3つの分館体制ということで御説明がございましたが、私、この間、いろいろな史料館、文書館、博物館関係の方に伺いましたら、やはり全ての文書や記録を一括して中央に、東京に持ってくるという考え方はおかしいのではないかとおっしゃる方が意外にも多く、中央に何でもかんでも持ってくるという発想ではなく、適宜、つくばや北の丸に分けて考えること自体への支持は多いとの感触を得ました。東京の高い地価やデジタル化での分置などを考慮すれば、分けることは合理的だろうということです。しかも宮内庁には宮内公文書館、外務省には外交史料館という適切な管理態勢もある。このような態勢もある以上、分けることは悪くないということです。

その際に重要なことは、人のネットワーク。つまり、国立公文書館で働く方々のネットワーク、意思疎通と動線がきちんと確保されること。それから、文書が作成された時点でのタグづけを適切におこなつて、将来どの建物に入るかを予期しつつ管理していくことがますます大事になるだろうということも感じました。

第3点目なのですが、新館を三権の中央の近くにつくるということで、やはり将来世代の子供たちに見せるということ。この重要性をもう一回思い出して、我々、研究者

などは、ややもすればきちんと文書が残ればそれで十分とってしまうのですけれども、きちんと文書を作成して残すこと自体と、展示について充実した良い設備を最新鋭のものでつくっていくことは矛盾しないと思うのです。子供たちが見て、展示の妙にも助けられて、展示されている歴史的な史料に心躍らせることができるよう、しっかりとやっていただきたいと思います。

将来世代に見せることと、国民の関心をたくさん引きつけつつ、国家の意思決定過程に関しての文書をきちんと行政官たちがつくっていきこうという気持ちを不断に醸成できるような場所、いわば「象徴」としての場所となることが私はやはり大事だと思います。だからこそ、三権のど真ん中の一等地に建設するという、その点での説明が可能となりますし、コストという点でも、この間に政府で起こった文書の不存在という一連の事態への国民の不満などを考えますと、800億か400億かという金額はむしろ余り問題にはならないのではないかと、しっかりと年度内に基本計画をつくっていけば、私は国民の期待に応えられるのではないかと思います。

ここで示された方向性に関して、私はいいものだという感触は得ていますので賛成です。ただ、文書管理のやり方に関しては、これから御説明があると思いますが多少の意見はございます。以上です。

○斎藤委員 新館建設につきましては、様々な工夫を凝らしていただきまして、その結果として、工費の大幅な縮減、あるいは工期の短縮を実現していただきました。それにより、この新館建設についての国民の納得度合が格段に高まったと思っております。

今後、新館につきましては、国の成り立ちというものを学ぶ場所としてのシンボリックな存在となると思います。また、立地環境からいたしましても、建物の外観あるいは内観につきましては、決して華美にする必要は全くないわけですが、やはり国の歴史あるいは公文書の重みというものを体感できるような設計思想で臨んでいただければと考えております。先ほど、そういった十分な問題意識のもとで設計を進めるという御説明がありましたので、大いに期待をしたいと思っております。

それから、この資料2の4ページのところに機能分担の説明があって、学習の機能が、北の丸が「◎」で、新館が「○」になっているのですが、私の理解では、学習機能というのは一部の専門家の方々を対象とするよりも、一般の方々を対象とするというふうに思っております。そういった意味からすると、新館に「◎」をつけた方がなじむかなと思っております。

それとの関連で、今後、展示機能と学習機能というものはITの進化によって随分と融合していくのではないかと思います。先達て、お台場にあります日本科学未来館を見学する機会があったのですが、そこに行きますと、展示を見ながら携帯電話のアプリから流れてくる解説というものを聞いて、学習ができる。つまり展示と学習が融合している。それで、わからないことがあると、そばにいるボランティアスタッフが非常に丁寧な対応をしてくれる。こういうことが現実になされております。従いまして、今後、ITの進化により

まして、ますます展示と学習というものが融合していくと思いますので、設計に当たってはそういったことを十分に踏まえた設計にしていただければと思います。

最後ですけれども、今回は研修室等のホールについての言及がなされていなかったのですが、それは3月の報告書で書かれていた計画のとおりというふうに判断してよろしいかどうかをお伺いいたします。

以上です。

○老川座長 では、御説明をまず伺いましょう。

○畠山課長 今、御指摘いただきましたホール等のお話で、一定程度、北の丸本館の方に分散する機能というものがございますから、必ずしも面積という意味で全く同じではございませんけれども、当然、新館の方にもそういう機能が必要だという認識でありまして、そのための面積、部屋のスペースというものは確保していく。調査検討会議で3月にお取りまとめいただいたものをベースにつくっていくという方向で現在は考えてございます。

○老川座長 ついでに、「◎」と「○」の違いはどのようなのでしょうか。

○畠山課長 ここは、どちらかというところ、調査検討会議で御指摘いただいた、一般の方々がお越しいただく学習ということと、研修といいますか、プロ向きのものとを分けて、一緒になって考えていたところがございますものですから、そういう意味でプロ向きの方々という意味では「◎」として北の丸本館の方に置いたのですけれども、確かに新館の方も一般の方々に向けての学習というか、そういう機能というものは当然大事だと思いますので、御指摘を踏まえて、決して新館の方が劣っているという意図でつけているものではありませんけれども、そういう思想のもとにやっていきたいと思っております。

○永野委員 今のことだけで言いますと、例えばこれまでの議論等で、もし誤解が起らないようにするならば、例えば「展示」と書いている箇所を「展示・学習」と書いてしまって、今、おっしゃったものは「学習」にせず「研修」とか、そういう形にすれば誤解がないかもしれません。

○松岡委員 私は2つお話しさせていただきたいと思っております。

時間をかけて立派な計画をおつくりになったことには感謝申し上げますが、まずそもそも、この場所に新館を建てるということの意味合いといいますか、国会周辺につくるということの意味合いは、今、対象になっていない立法府の文書もここに入れていくのだという思いが当初のお話の中に出ていたと思うのですが、それを是非具体化できるように、これは国会、立法府の協力がなければできない話なのですが、本日は松本副大臣もいらっしゃるのです、それを是非、強力に進めていただきたいというお願いです。

もう一つは、竣工までに8年半という長期の時間がかかるということで、やはり国民に対して、この新館ができるということの間断なくといいますか、ずっと継続的にアピールしていかなければいけないかなということをお願ひしたい。それと同時に、こういう文書管理については、今、デジタル化によって大きく変貌しつつある。つまり、管理の仕方も紙の時代とは大分違ってくるということになりますので、これも新館の建設と同時に

並行して、是非新しい時代にふさわしい管理体制を継続的に改善していただきたいと思います。

そういうことの2点のお願いです。

○内田委員 この基本計画の原案そのものについては、2年以上、この調査検討会議で議論してきたと思うのですが、その理想をしっかりと生かしながら、かつ現実的な案になっており、担当された方に敬意を表したいと思います。

結果的には新館が国民を念頭に置いたものになり、北の丸本館が行政官、それから、研究者を念頭に置いて、つくば分館は保存に特化するというトライアングルですから、公文書の管理・利用の体系として非常に骨太なものができ上がったと感じております。

その中で、私は北の丸本館のことが気になりました。公文書を作成して、管理に当たる公務員、行政官の意識をどう変えていくのか、行動を変えていくのかというのがとても重要なテーマですから、その意味では、この体系の中で北の丸本館の機能が新館とは違う重要な意味を持つと思います。北の丸本館で行う国家公務員研修の体系が確立すれば、次には地方公共団体の公務員の研修にどう対応するのか、それから、海外の公務員の方の研修にも使ってほしい。こんな要請が出てくるのではないのでしょうか。

そういう意味で、1つは質問なのですが、北の丸本館で行政官向けの研修機能が使えるようになるのはいつ頃になるのでしょうか。もう一つは、それまでに行政官向けのしっかりした研修のカリキュラム、教材、これを準備しておく必要があるのではないのかなということです。新館について様々なソフトも指摘があったわけで北の丸本館のソフトの充実も忘れないでいただきたいなと思います。

最後ですけれども、工期8年半、頑張っただけで短くしていただいたなとは思いますが、新しい建物ができるということを肌感覚で実感するには、まだちょっと遠いかなという感じもします。畠山さんの方から、まだ短くする努力をすとおっしゃっておられましたが、新しい国立公文書館ができるのだなという実感を国民の皆さんに持って頂くためには、少しでも短くなる努力を是非続けていただきたいと思います。

以上です。

○畠山課長 研修に関して、今、御質問いただいたところで、最終的に北の丸の方で行政官向け研修としてしっかりとした体制ができていく、その受け入れ等も含めてという意味では、やはり新館ができて、参加体制がしっかり整ってからということになります。当然のことながら、今でも公務員向け研修というものは国立公文書館でもやっておりますので、そういったものは今でも充実できるものはしていくということであろうかと思えます。

それから、カリキュラム等でございますけれども、これはどちらかという、後ほど説明します文書管理の在り方の見直しとも関連してございますが、現在、e・ラーニングなど電子的な研修のシステムの整備とか、あるいはリモートといいますか、東京で講師の方を迎えて、地方でもそれを見られる、地方の現場の職員の方々もそういう研修を受けられるような仕組みとか、そういうことも引き続き検討しているところでございまして、公文書管理の充実、もちろん、新館とも絡む話でありますけれども、それと見合わせてしっかり

やっていきたいと思っています。

○秋山委員 この基本計画原案については、皆さんの意見と同様で、現実的な案になっていると理解をしています。

それで、この資料1の「④ 今後の検討」のところなのですが、今年度中に基本計画をフィックスして、次年度以降、設計・建設に入っていくということで、その設計、建設に入っていく中身についても、この基本計画の中で、ある程度、書いていかれるというふうに理解しているのです。その場合、今回、立地であるとか、公文書館であるということから、かなりモニュメンタルな建物が期待されるという部分もあると思うのです。そうすると、設計者をどう決めていくかという話ですが、例えば設計コンペをするみたいな形が一つは想定されると思うのです。

ところが、設計コンペはそういう意味で優秀な方に提案をしていただいて、案が決まるという意味ではいいのですが、その案が決まってしまうと、あと、この場合は憲政記念館との調整であるとか、今、話題になっていますような、文書管理をどうしていくかという中身の話とかの調整が必要です。優秀な設計者であっても、案が決まってしまうとそれに引きずられて、あと、発注者の要望になかなか応えていきづらいという側面もあると思うのです。そうすると、コンペで案を決めるより、設計方針をプレゼンしていただいて、設計者は決める。プロポーザルで決めるみたいなやり方もあるだろう。それをどうするか。

あとは今回、地下部分は7層という以前の案から4層程度と、あまり地下について深掘りしない案になったので、技術的なものが一般的な施工方法で対応可能な条件になってきたので、少し安心ではあるのですが、そういう地下工事の場合は設計者のノウハウよりも施工者側のノウハウがうまく発揮されるほうが妥当な案が求められる可能性もある。そうすると、設計がフィックスする前に施工者に提案をしていただいて、工期が短くなるのかどうか、このごろ、事故の話とかがいっぱいあるので、適正な工期で、適正な品質で、適正なコストでやっていただくということを、施工者を参加させることによって妥当な最適案を決めていくこともできる可能性もあると思います。その辺、ある程度、決めていらっしゃる場所もあるかもしれませんが、この3月までの間にどういう方針でいくかみたいなことも御検討いただければと思います。

以上です。

○老川座長 その辺は、何かアイデアはございますか。

○畠山課長 現時点でコンペあるいはプロポーザル、そのあたりまで具体的に決まっているわけではございませんが、御指摘も踏まえて、どういうやり方が本当に、この施設を作るに当たって適当なのか、よく考えさせていただきたいと思います。

○老川座長 建物の話だけではなくて、デザイナーのイメージと発注者の考えていることと必ずしも一致しないケースがしょっちゅうありますから、そこら辺は上手に、齟齬のないように、また無駄が生じないようにお願いしたいと思います。

それから、1点、私も伺いたいのは、総面積で4万2,000m²、憲政記念館・駐車場を含む面積とあって、この駐車場は建物の中に入れる部分のことを言っておられるのですか。それとも、この表現がよくわからないのです。

○畠山課長 できるだけ敷地を広く使おうと思えますと、外に駐車場を置くよりは、地下に駐車場を入れた方がいいというふうには今は考えてございまして、そういう意味ですと、駐車場というものは地下の一部分を占めるというふうには考えておるところでございまして。

○老川座長 もちろん、建物の中に駐車場ができれば一番いいと思えますけれども、地下は余り掘れないということだと限りがある。他方で、なるべく多くの方に見てもらおう。特に次世代ということになると、子供たちです。児童・生徒で、観光バスでいっぱい来る。現在は国会図書館の隣のところにスペースがあって、そこに観光バスを置くのですが、こちら辺りうまく兼ね合いをつけて、なるべく駐車スペースも屋外も確保できるような工夫をしていただければありがたいなと思えます。よろしくお願ひします。

この件に関しては、よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題の2. に入りたいと思えます。「行政文書の管理に関するガイドライン」に関して御説明をいただきたいと思えます。

○畠山課長 資料3を御覧いただければと思えます。「『行政文書の管理に関するガイドライン』に盛り込む主な内容（案）」でございまして。

この「行政文書の管理に関するガイドライン」といいますのは、公文書管理法で各行政機関が公文書管理を行うに当たって、各行政機関の中で行政文書管理規則というものを設けて具体的な文書管理を運営していくということでありまして、そのひな形として内閣府で内閣総理大臣決定という形で作るものでございまして。

現在、このガイドラインの見直し作業を、東京大学の宇賀先生を委員長とします公文書管理委員会で御議論いただいております、年内にこれを改正するという方向で現在は調整中でございます。

この内容につきましては、現在、パブリックコメントを行っているということで、その内容につきましては、まだ確定ということではありません。そういう意味で、現時点での案でございましてけれども、資料3の最初の紙に基づいて御説明させていただきたいと思えます。

今回、このガイドラインにつきましては、そもそもの発端としましては、公文書管理法施行後5年ということを契機としまして、様々な公文書管理に関する見直しを行おうということで議論をスタートしてまいりまして、最初は2つ目の大きなテーマであります「歴史公文書等の範囲」。最終的に、国立公文書館等に移管される文書をどういうものにしていくかについての検討をしておったところでございましてけれども、それに加えて、先の通常国会等で文書管理に関する様々な御指摘がありましたものですから、そうした観点も盛り込んで大きな3つのテーマということでガイドラインの改正を行いたいと考えているものでございまして。

まず1つ目のテーマとしましては「文書の作成、正確性確保、整理・保存」ということでありまして、どういう文書をつくっていくか、それをどういうふうに整理・保存していくかということについてでございます。

主な中身としましては、1つ目の「○」で、政策立案や事務・事業の実施方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成することを義務付けということで、これまではどちらかという、かなり限定的に、こういうものは文書をつくらないといけないという例示が書いてあったわけですが、それだけではなくて、方針等に影響を及ぼす打合せ等があれば文書を作成するのであるということを確認したものでございます。

また、その中身につきましては、2つ目の「○」ですが、複数の職員や文書管理者、これは各省の課長級でありますけれども、そうした者の確認、あるいは相手との打合せがある場合には相手方による確認等により、可能な限り、正確性を確保することを義務付けるということも求めてございます。

3つ目の「○」は、当たり前のお話でありますけれども、どういう過程にあるか、文書の作成時点や作成担当を明記することを義務付ける。

そして、4つ目の「○」につきましては、行政文書に該当しない個人的な執務の参考資料については、個人用フォルダに置くことを徹底する。こうしたことを盛り込みたいと考えてございます。

2つ目の「歴史公文書等の範囲」。これは先ほども申し上げましたが、最終的に各行政機関で廃棄されるのではなくて、国立公文書館等に移管され、永久保存されるという文書がどういうものであるかということについての議論であります。

まず1つ目の「○」で、一般的な考え方としては、この範囲を明確化・拡大したいというふうに考えてございます。

2つ目の「○」のところで、その主な内容としましては、各行政機関が定期的にそれぞれの重要政策を検討する。本年度についての私どもの省の重要政策はこれであるということをもまず検討してもらいまして、それを毎年度、内閣府に報告してもらおうという仕組みを設け、その重要政策として各行政機関が書かれたものにつきましては、それに関する一連の文書については、全て原則移管するというルールを設けたいと思っております。こういうものに基づきまして、歴史公文書等の範囲を広げるということをやっていきたいと思っております。

それから、3つ目は「保存期間の設定」で、各方面から行政文書の管理の在り方について御指摘いただいた中で、つくられた文書について、すぐ捨ててしまう、1年未満という形で、その存在自体が確認できないような形で捨てられてしまうということについての御指摘があったことも事実でございます。こうした問題意識から、保存期間のルールというものを改めて見直したいと思っております。

大きなポイントとしましては、1つ目の「○」で、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的跡付け・検証に必要な行政文書は、原則1年以上の保存期間設定を義務付けると

いうことにしたいと思っております。これまでは歴史公文書等に該当するものは1年以上に保存期間を設定しなければならないというルールはありましたけれども、そうでないものについては、正直申し上げると、それほど統一的なルールはなかったという状況でございますが、歴史公文書等に当たらないものであっても、こういうものに該当するものについては1年以上の保存期間設定を義務付けるということにしたいと思っております。

一方、1年未満とする行政文書の範囲は限定するということをごさいますして、2つ目の「○」ですけれども、そういう設定可能な類型をあらかじめ決めておく。例えば「正本・原本の写し」でありますとか「定型的・日常的な業務連絡・日程表」等、こういうものに限って1年未満として廃棄することを認めるというルールを設けたいと思っております。

また、イのところで、アであらかじめ記載しているもの以外で、どうしても1年未満で捨てるという事情が発生した場合であれば、どういうものを捨てたかということについての記録を残して、それを公表してくれというルールもイのところで設けたいと思っております。

また、保存期間1年未満とされる文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、跡付け・検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するという点についても明記したいと思っております。

以上のような、本当に主な内容だけでございますけれども、かなり広範にわたる改正でございまして、これは公文書管理法が成立してガイドラインができてから初めてとなります大規模な改正ということでございます。先ほども申し上げましたとおり、年内には改正したいと思っております。来月には公文書管理委員会をもう一度開催しまして、そこで確認いただいて、年内には具体的な改正をしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○老川座長 これについて、御質問などございますでしょうか。

これは、基本的には公文書管理委員会サイドの話でありますので、我々の方が有権的に物を申し上げるということではないのですが、少し気になるのは一番上の欄の4つ目の「○」で、行政文書に該当しない個人的な云々という、行政文書に該当しないかどうかというところで勝手に捨てられてしまう心配というのは何となく感じるのですけれども、こちら辺はどうなのでしょう。

○畠山課長 行政文書該当性につきましては、様々な議論があるところでございますけれども、現在のところ、組織として共用しているものについて行政機関が保有しているものというのが基本的な条件となっております。なかなか形式的に、こういう条件を満たせば行政文書ということが言えないところもございます。そこは個別判断の世界があるところでございますが、基本的には行政文書というものは、上司あるいはその同僚の間で共有しているようなものについては行政文書でありますものですから、個人的な執務の参考資料というものは、本当に自分だけでメモをとっていたとか、個人的な引き継ぎ資料でありますとか、そういったもので一定程度、限定的に考えないといけないと思っております。

す。

○加藤委員 すみません。本委員会の方での審議が既にあり、また、いわゆるパブリックコメントを待っている状態にあって、ここで意見を述べるのはうるさいことですが、1つ、この表の中の2つ目の「歴史公文書等の範囲」で、2つ目の「○」なのです。「当該重要政策に関する文書は」という、ここで何が重要かというのを決めるのは本当に難しいのではないのでしょうか。歴史家も、いつもこの点で、何が重要であったかの選択がずれているとよく怒られるところなのです。

それで1つだけ、過去の事例の検証という意味でお聞きしたいのは、小泉内閣下で福田官房長官がおやめになった後、安倍官房長官になった後のときと記憶しておりますが、そのときにたしか、公文書管理法を制定する流れから少し話が戻りまして、そのような統一的な管理を目指すのではなく、当面、5つぐらいの重要なテーマを設定して、それぞれの省庁にあって文書を保存しよう、例えば「O157」についてなど。そのような5つぐらいの、その時点での重要政策項目に絞って残そうとしたことがあったと思うのです。そのときに残そうとして、実際その重要項目に関する文書は残ったのでしょうか、というところが少し疑問で、調べていただきたい。

2つ目は、東日本大震災が2011年にありましたときに、1995年の阪神・淡路大震災に関する文書・記録が実はちゃんと残されていなかったということで、重要政策に関する文書を残そうといっても、何が重要かという裁量部分が多くなってしまっては難しそうです。これはやはり文書を作成し残す行政官の個々の良心に依存することになり、ちょっと危ないというのがありまして、この点、昔もそういうことをやったという点でひとつ思い出そうというのが1つです。

もう一点だけ「第4 整理」の「3 保存期間」の(6)の⑥というところで、これは本委員会のときも多少議論になってございましたが、今回のところで、ちょっとページ数がないのですが「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響が極めて小さく、長期間の保存を要しない」。これに関しては、先ほど老川座長の御質問にあったように、行政文書に該当しないという枠とか、与える影響が極めて小さくということでの形容詞に依存するような形での定義付けはやはりいろいろ危ないことはあると思いますので、今後とも御注意いただきたいという、それだけです。

○畠山課長 重要政策につきまして、正直申し上げますと、個別の文書について、どこまでということについて整理して持っているものではありませんけれども、当然のことながら、今、御指摘いただいた「O157」あるいは「阪神・淡路大震災」については、現時点でもそれに関する文書については、基本的には廃棄せず移管するというルールがございまして、そういうルールのもとに各府省がレコードスケジュールを設定してくる際にも我々も確認してございますし、あと、廃棄協議の際にもそれに本当に該当していないかという観点ではチェックは行っているということでもあります。そういうことで、やや定性的ではございますけれども、そういうルールがちゃんと守られているかということをチェックする仕組

みにはなっているということでございます。

2点目のところは、まさにここで書いてございますのは、例えば本当に上司に上げていく過程で「てにをは」が変わったとか、この接続は「だが」ではなくて「しかし」にすべきだとか、そういうこともあって、それ自体は本質的ではない部分で若干修正が入った場合、それまでも長期保存する必要はないのではないかという問題意識で書いてございますが、もちろん、それによって拡大解釈みたいなことが起こらないように、そこは我々の方も、このルールをつくるだけではなくて、書いてある意味がこういうことであるということとは周知徹底していきたいと思っております。

○田中審議官 あと、今の点で、極めて影響が小さいとか明白な誤りということについて拡大解釈されては困るという議論が、これは公文書管理委員会でもございました。それを踏まえて、極めて小さいものが具体的にどういうものか、明確な誤りを拡大しないような説明。こういうものも整備して、今回、ガイドラインに示しているところでございます。

○松岡委員 やはり私は2番目の「歴史公文書等の範囲」というものはなかなか難しいといたしますか、例えば担当の課長さんにしても、重要政策については多分、実際に政策を遂行していく上でよくおわかりになっていると思うのですが、歴史公文書であるか、ないかということ判断するのはなかなか容易なことではないですし、それから、時間が経過した段階で歴史的に意味のある文書になったということも多分にあると思うのです。

ですから、何かそれを第三者的に、もしくはなかなかお役所の中で第三者を入れるのは難しいとすれば、例えば民間企業で、今、まさに情報が重要だと言われている時代なのですが、そういう情報を管理するような役職、ここではアーキビストと称される専門職を各省に1人ずつ置くとか、そういうことをしないと、重要政策をどのように歴史公文書として位置付けるのかというのは難しいのではないかなと思うのですが、そのあたりも是非お考えいただけるといいなと思います。

○畠山課長 公文書管理委員会での5年後見直しの中では、まさにそのような問題意識も御指摘いただいております、具体的には各府省の中にそういう評価選別の専門家みたいな方を置くという御指摘もいただいております。まだ直ちに現時点で具体的な道筋が見えているわけではありませんけれども、御指摘があったものでありますから、検討課題としてこれから中身を詰めていきたいと思っております。

○老川座長 まさに松岡さんがおっしゃったように、そのときは、これは歴史的な文書だなどと思って扱っている人はほとんどいないので、日常の業務、それが10年、20年経つと、実はあのときのあれがこうだった、極めて歴史的に意味があった話だなどということになるので、基本的には行政に関する文書は残すということを前提にいろいろお考えいただきたいというふうに、これは公文書館を新しく作るに当たって、基本的には公文書というものは歴史的に極めて大事だという認識のもとにやっている作業なので、そういう観点から文書管理についての取り扱いをお願いしたいなと思います。

それでは、次の議題の3.に移ります。国立公文書館の最近の取組について、公文書館

側から御説明をいただきたいと思います。

○加藤館長 それでは、お手元の資料4に沿いまして、最近の国立公文書館で取り組んだ幾つかのテーマについて御報告をいたします。3つございます。

最初は、平成29年秋の特別展、10月7日から11月5日まで開催いたしましたけれども、これは日本とデンマークの外交関係樹立150周年を記念した特別展でございました。

デンマーク側の厚意で、150年前の条約の原本、それから、童話作家のアンデルセンの自筆の書簡等、貴重な資料をお借りすることができまして、展示会が行われました。

10月10日には、この写真にございますように、デンマークのフレデリック皇太子殿下と同妃殿下、それから、日本の皇太子殿下、3殿下が御来館になりまして、約1時間、展示をじっくり御覧になった後、当館の中で開催いたしましたレセプションにも御出席されて、出席者と大変和やかに歓談をいただきました。お帰りになりますときの感想は「大変充実した、いい展示会でしたね」という御感想をいただきました。

ただ、この会期中、残念なことに、土日がほとんど台風とか嵐で天候に恵まれませんが、御来館された方の数は4,000人欠ける程度だったのですけれども、私どもとしましては、2年前のジョン・F・ケネディ展と内容については勝るとも劣らないといえるでしょうか、規模は小さかったのだけれども、非常に充実した展示ができたなと思っております。これが第1点です。

2点目はアーキビストの職務基準書の問題ですけれども、これは、この調査検討会議でも度々御指摘があった、人材育成が重要である。先ほどもお話がありましたが、これを進める一環として、アーキビストの仕事の専門性というものを明確にして、それを今後の人材育成の基礎資料として役立てたい。そのためには、アーキビストは何をする人なのか。そのためには、どんな能力要件が必要なのかということをも具体的に記した職務基準書をつくる必要があるということを考えておりまして、実は、この1年半ほど、国立公文書館の中で検討をしております。

あわせて、学習院大学の保坂教授を座長にして、外部の専門家の方たちにも御意見を伺いまして、ようやく、これでいこうという職務基準書の原案がまとまりました。12月20日に最終的な確認の会議をいたしまして、これがアーキビストの職務基準ですということ、当館もそうですけれども、全国の公文書館に展開して、実際にアーキビストと職務基準書のすり合わせをしていただいて、これから使えるようにしたい。

この資料をできれば大学の教育のカリキュラム作成の基礎資料、それから、先ほど御指摘がありました、公務員あるいは公文書管理関係者の研修のための基礎資料。それに活用していきたいと思っております、行く行くはこれを公的認証制度のもとにしたい。そういうことの一步が踏み出せるようになったということをも2点目として御報告いたします。

3点目は、オーストラリア国立公文書館が所蔵しておりました日系企業記録の受け入れでございますが、これも以前、ここの場で御報告いたしましたが、戦前、オーストラリアで活動していた日系企業、横浜正金銀行、三菱商事、三井物産、丸紅等、12社の企業の活

動記録が戦争開始と同時にオーストラリア政府に接收されたわけですが、オーストラリア政府がこれを70年間、大変大切に保存してくださいまして、70年を機に日本にこれを贈呈したいという申し出がございました。約2年かけて、この内容について調べて、調査をしてみましたが、これを国立公文書館で一括してお受けしようということでお約束をいたしました。

先週、キャンベラの日本大使館でこの譲渡式がございまして、私も行ってまいりましたが、資料数が段ボール箱で約3,300箱、書架の長さで約800mございまして、先月、実は航空便を5回に分けて日本に運んでまいりまして、今、晴海の倉庫にしまっておりまして、これから薰蒸したり、傷んだところの修復作業をしたり、目録を整備して、一般公開にしたいと思っています。

オーストラリアは、実は大変、このプロジェクトに力を入れていまして、先週のオーストラリアでの譲渡式に合わせて、来年春には東京で、先方の政府の要人も来日されて、改めて譲渡式をやりたいということを予定しております。

改めて言うまでもありませんが、オーストラリアは実は戦争中、それから、戦争終了後も大変反日感情の強い国でございましたけれども、そういう国がこの日本の企業の活動記録を大変丁寧にきちんと保存してくれたこと。これは学者先生によれば画期的なことだという御評価もいただいています。

これが実現するに当たっては、実は学習院大学の安藤正人教授初め、チームの皆さんが既にオーストラリアですっと長い間、この資料の研究を続けていただいた。その成果が一つ、ここにあらわれたと思っています。これがオーストラリアの企業記録の受け入れの御報告です。

以上でございます。

○老川座長 どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ予定の時間が過ぎましたので、本日の会議はここまでといたします。

次回の調査検討会議の日程・内容につきましては、事務局から改めて御連絡をいただくということにしたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。